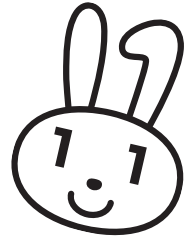


マイナ保険証をご利用ください

—令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります—



マイナ保険証を使うメリット

①医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

②より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除できる

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

- ・令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（令和7年12月1日まで）使用可能です。
- ※有効期限が、令和7年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限まで使用可能です。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合は、使用できなくなります。
- ・令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使用できなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

詳しくは厚生労働省 Web サイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



要予約 マイナンバーカード 便利な夜間・休日・出張申請窓口をご利用ください

問申 住民生活課住民係 ③④番窓口 Tel. 64-1102

予約制となりますので、事前に電話または二次元コードからご予約をお願いします。

夜間窓口

3月6日⑧ 17時15分～20時



休日窓口

3月10日⑨ 9時～12時



出張申請窓口

- ・観光交流センター（湯浅えき蔵1階）
3月15日⑤ 14時～16時
- ・総合センター
3月22日⑤ 14時～16時

電話予約

平日9時～17時（土日祝日を除く）
※いずれも開設日3日前まで電話予約が必要です。
※キャンセルや変更は平日17時までに電話でご連絡ください。